

都内施設に該当する主な施設

令和7年6月16日現在

No	施設	備考	根拠法	看護師等の配置基準
1	病院（200床以上）		医療法第21条	医療法施行規則第19条、第22条の2
2	特別養護老人ホーム	※介護保険法上は「介護老人福祉施設」の呼称	老人福祉法第17条第2項	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第12条
3	有料老人ホーム	・特定施設入居者介護の指定を受けた施設に限る。	介護保険法第8条第11項、第74条	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第175条
4	軽費老人ホーム	・A型及び特定施設入居者介護の指定を受けた施設に限る。	社会福祉法第65条第2項、介護保険法第8条第11項、第74条	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 附則第6条第1項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第175条
5	養護老人ホーム		老人福祉法第5条の3、第17条第2項	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第12条
6	地域包括支援センター	・保健師の場合に限る。	介護保険法第115条の46	介護保険法施行規則第140条の66
7	保育所		児童福祉法第45条	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 附則（平成10年4月9日厚生省令第51号）第2項 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正（令和4年厚生労働省令第159号）
8	助産施設	・指定施設に該当するものを除く。 ・助産師の場合に限る。	児童福祉法第45条	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第15条、第17条、医療法第11条、12条
9	乳児院		児童福祉法第45条	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条
10	児童養護施設	・乳児が入所している施設に限る。	児童福祉法第45条	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条
11	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設		児童福祉法第45条	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第4項
12	主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設		児童福祉法第45条	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第12項
13	医療型児童発達支援センター		児童福祉法第45条	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第69条
14	児童心理治療施設		児童福祉法第45条	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条
15	母子保健法に基づく産後ケア事業を行う施設	・産後ケアセンター、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）、市町村保健センター等	母子保健法第17条の2第1項第2号	母子保健法施行規則第7条の4
16	保健所		地域保健法第10条	地域保健法施行令第5条
17	市町村保健センター	・保健師の場合に限る。	地域保健法第4条、第18条	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）
18	訪問入浴介護事業所		介護保険法第8条第1項、第74条	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第45条第1項
19	通所介護事業所		介護保険法第8条第1項、第74条	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第93条第1項
20	通所リハビリテーション事業所		介護保険法第8条第1項、第74条	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第111条第1項
21	短期入所生活介護事業所		介護保険法第8条第1項、第74条	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第121条第1項
22	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		介護保険法第8条第14項、第78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第1項
23	夜間対応型訪問介護事業所		介護保険法第8条第14項、第78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第6条第2項
24	地域密着型通所介護事業所		介護保険法第8条第14項、第78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第20条第1項
25	認知症対応型通所介護事業所	・単独型・併設型認知症対応型通所介護事業所に限る。	介護保険法第8条第14項、第78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第42条第1項
26	小規模多機能型居宅介護事業所		介護保険法第8条第14項、第78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条第4項
27	地域密着型特定施設		介護保険法第8条第14項、第78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第110条第1項
28	地域密着型介護老人福祉施設		介護保険法第8条第14項、第78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第131条第1項
29	看護小規模多機能型居宅介護事業所		介護保険法第8条第14項、第78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第171条第3項
30	指定療養介護事業所		障害者総合支援法第43条	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第50条第1項
31	指定生活介護事業所		障害者総合支援法第43条	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第78条第1項
32	指定自立訓練（機能訓練）事業所		障害者総合支援法第43条	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第156条第1項

33	指定障害者支援施設	・生活介護、自立訓練（機能訓練）を行う場合に限る。	障害者総合支援法第44条	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条
34	看護師等養成所	・保健師、助産師、看護師若しくは准看護師養成所 ・専任教員の場合に限る。	保健師助産師看護師法第19条から第22条	保健師助産師看護師学校養成所指定規則第2条から第5条
35	救護施設		生活保護法第38条から第39条	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第11条第1項
36	更生施設		生活保護法第38条から第39条	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第19条第1項

(参考) ○東京都看護師等修学資金貸与条例 (用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 5 都内施設 看護職員の確保が必要と認められる施設として、規則で定めるものをいう。 ○東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則 (都内施設) 第2条の2 条例第2条第5号に規定する規則で定めるものは、都内に存する施設であつて、医療法その他法令に基づき、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置するもの(前条第1号から第10号までに掲げる施設等に該当するものを除く。)をいう。
